

■表面の護身用品 購入誓約書【店頭販売用】に関する論拠を掲載しています。 [日本護身用品協会の公式ホームページを原文のまま掲載しています。]

身元確認・公的証明書などを「のり付け」するための貼付欄です。
運転免許証(写し)以外の大きなサイズはここに貼り付けてください。

身元確認・公的証明書
[運転免許証 (写し) など]
貼 付 欄
■はがれないよう「のり付け」してください。

日本護身用品協会

THE JSDPA JAPAN SELF DEFENSE PRODUCTS ASSOCIATION 日本護身用品協会®

現在位置：ホーム > 護身用品の自主規制販売について > 販売時誓約内容 【誓約事項[1]】

販売時同意内容

日本護身用品協会加盟店は護身用品販売の際に購入者に対して以下の内容について同意する者に販売を行う。

■販売店は同意書を5年間保管するものとする。

1. 購入した護身用品を悪用しない
2. 購入した護身用品は護身用の目的のみに使用し正当防衛の範囲内で使用する
3. 第三者への貸し出し・譲渡・売却を行わない
4. 廃棄時は第三者に悪用されたり被害を与えないよう使用不能処理を施すか、日本護身用品協会加盟店に委託する
5. 護身用品が盗難・悪用されないように責任を持って厳重に管理する
6. 購入に際し身分の証明を行い本人かつ成人であることを証明する
7. 自筆署名によって同意内容に署名する
8. 反社会的勢力ではないことの表明・確約

copyright (C)2011 Japan Self Defense Products Association, All Rights Reserved.

日本護身用品協会

THE JSDPA JAPAN SELF DEFENSE PRODUCTS ASSOCIATION 日本護身用品協会®

現在位置：ホーム > 護身用品の自主規制販売について > 販売時誓約内容 【身分証明方法[2]】

身元確認基準

日本護身用品協会加盟店における護身用品販売時の身元確認方法及び個人情報の取り扱いを以下の通り定める。

1. 身元確認方法

1-1. 店頭(対面)販売

■身分証明として以下のものの提示を求めコピーを保管する。

- a. 運転免許証
- b. 健康保険の被保険者証
- c. 住民票
- d. 住民基本台帳カード
- e. 官公庁が法令の規定により公布した免許証や許可証、■証明書など
- f. 官公庁がその職員に発行した身分証明書
- g. パスポート
- h. 学生証
- i. 民間会社の社員証
- j. 登録原簿記載事項証明書(外国人)
- k. 外国人登録証明書(外国人)

1-2. 通信販売

■身分証明として1-1項を認めるが提出方法は以下のようなものがある。

- a. Eメール添付写真
- b. FAX
- c. 郵送

1-3. 例外

■以下の決済方法については購入者の身元が間接的に証明できるとし1-1項の提示及び保管は不要とする。

- a. クレジットカードによる代金の決済
- b. 受取時本人確認配送サービスの利用(佐川急便など)
- c. 業務用用途での販売

2. 個人情報の取り扱い

■身分証明の控は販売店にて5年間保管する。

5年を経過したものについては個人情報の流出を考慮し慎重に処分する。

copyright (C)2011 Japan Self Defense Products Association, All Rights Reserved.

日本護身用品協会

THE JSDPA JAPAN SELF DEFENSE PRODUCTS ASSOCIATION 日本護身用品協会®

現在位置：ホーム > 護身用品の自主規制販売について > 販売時誓約内容 【誓約事項[3]】

反社会的勢力ではないことの表明・確約

私(弊社)は、次の(1)の各号のいずれかに該当し、もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告(注文や購入)をしたことが判明した場合には、貴社(貴店)の通知なく、取引の全部または一部が停止され、または商品の注文や購入に係わる契約が解除されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いさい私(弊社、団体等)の責任とします。

(1) 貴社(貴店)との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

1. 暴力団
2. 暴力団員身
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
6. 社会運動もしくは政治活動を仮想し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
7. 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人
8. その他前各号に準ずる者

(2) 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を越えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

以上

copyright (C)2011 Japan Self Defense Products Association, All Rights Reserved.